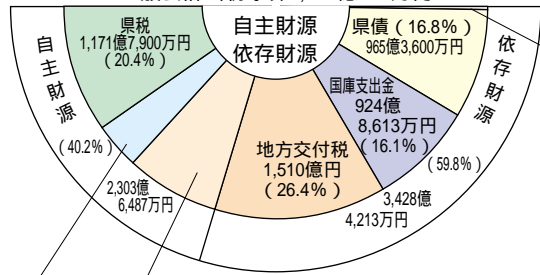
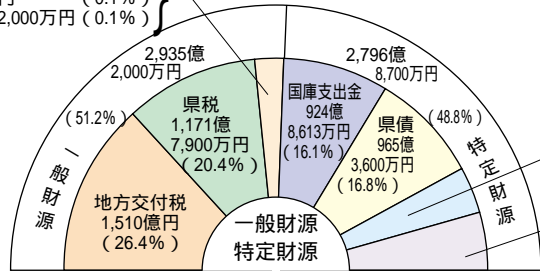


必要とするお金はどうやってまかなうのですか。

一般会計歳入予算

繰入金	300億1,969万円 (5.2%)
使用料及び手数料	97億7,497万円 (1.7%)
分担金及び負担金	94億3,069万円 (1.7%)
財産収入	9億6,484万円 (0.2%)
寄附金	900万円 (0.0%)

地方消費税清算金	225億2,100万円 (3.9%)	諸収入	404億6,568万円 (7.1%)
地方譲与税	15億円 (0.3%)		
地方特例交付金	8億円 (0.1%)		
交通安全対策特別交付金	5億2,000万円 (0.1%)		



地方譲与税	15億円 (0.3%)
地方特例交付金	8億円 (0.1%)
交通安全対策特別交付金	5億2,000万円 (0.1%)

地方消費税清算金	225億2,100万円 (3.9%)
繰入金	300億1,969万円 (5.2%)
使用料及び手数料	97億7,497万円 (1.7%)
分担金及び負担金	94億3,069万円 (1.7%)
財産収入	9億6,484万円 (0.2%)
寄附金	900万円 (0.0%)

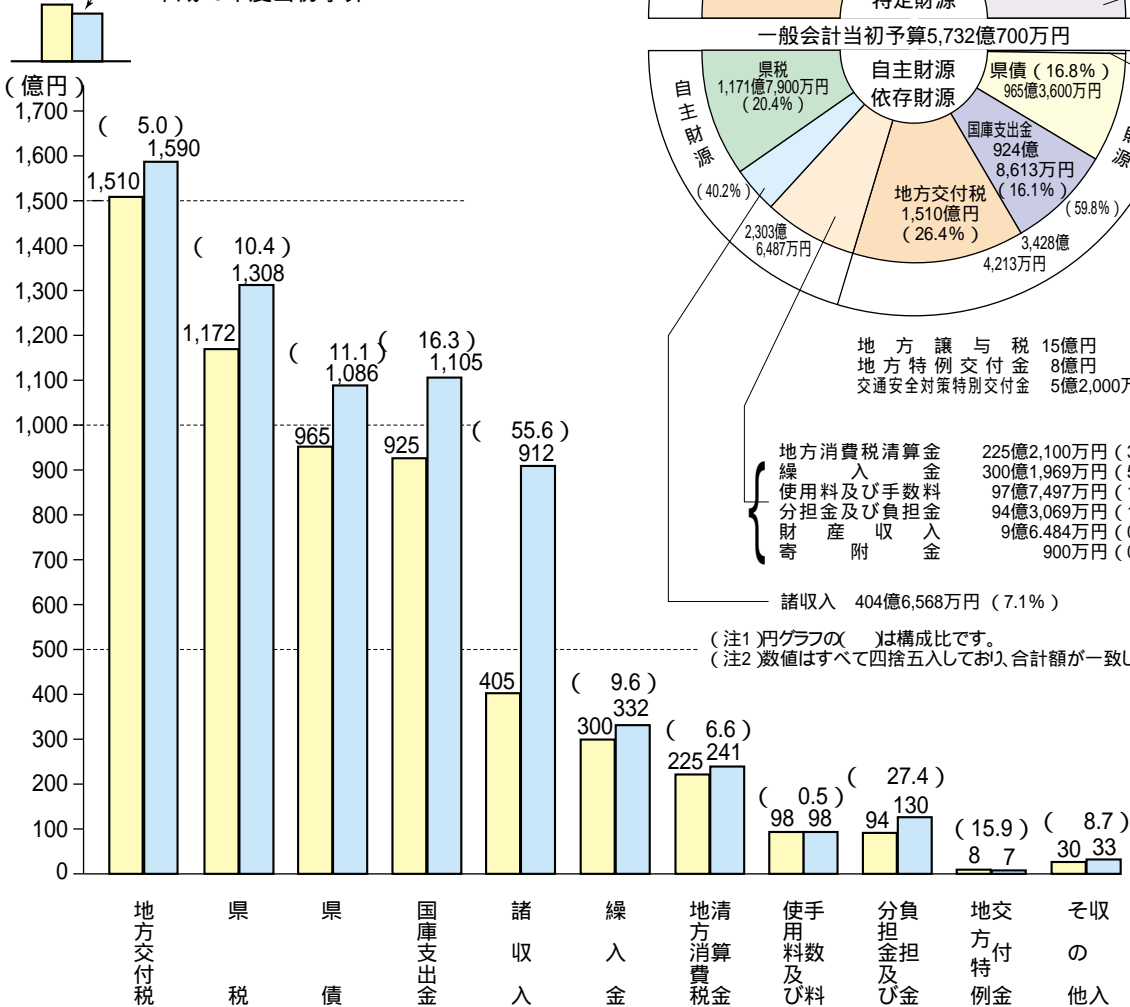
諸収入 404億6,568万円 (7.1%)

(注1)円グラフの( )は構成比です。

(注2)数値はすべて四捨五入しており、合計額が一致しない場合があります。

(増減率: %、印減)

平成14年度当初予算  
平成13年度当初予算



歳入のうち県税の割合は20.4%となっています。

また、自らの手で調達する自主財源の割合は40.2%、用途が特定されていない一般財源の割合は51.2%となっています。

**県税**は、企業収益の悪化による法人関係税の減や郵便局の定額貯金の高金利時残高の減少による県民税利子割の減などから10.4%減となっています。また、地方消費税の清算金を加えた**実質県税**は、対前年度比10.1%減（地方財政計画6.5%減）と厳しい状況となっています。

**地方交付税**は、総務省の指針等に基づき、5.0%減を見込んでいます。

県の借金である**県債**は、準通年予算のため、投資的経費の財源となる一般公共事業債等を抑制したことから、対前年度比11.1%減、借換債、臨時財政対策債を除いた実質的な発行額は21.4%減となっています。

**国庫支出金**は、16.3%減、**諸収入**は55.6%減と前年度を大きく下回っていますが、これも準通年予算によることやペイオフ対策の影響によるものです。

## ひとくちメモ

### 自主財源と依存財源

県が自らの手で徴収または収納する財源を自主財源といい、国から定められた額を交付されたり、割り当てられたりする財源を依存財源といいます。

### 一般財源と特定財源

用途が特定されていない財源を一般財源といい、国庫支出金や県債のように用途が特定されている財源を特定財源といいます。

### 地方消費税清算金

地方消費税は消費地と課税地が一致しないため、これを都道府県間で調整をする必要がありますが、これを行うのが地方消費税清算金です。

### 実質県税

県税に歳入・歳出相殺後の地方消費税清算金を加えたもので、県税の実収入といえるものです。

### 地方特例交付金

平成11年度の税制改正による恒久的な減税に伴う地方税の減収分の一部を補てんするため、地方税の代替的性格を有する財源として平成11年度に創設されたものです。

### 地方交付税

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ、必要な財源を保障するため、各地方公共団体ごとに標準的な需要額と収入額を算定し、財源不足額が生じる場合に国から交付されるもので、その財源として国税五税の一定割合（所得税、酒税は32.0%、法人税は35.8%、消費税は29.5%、たばこ税は25.0%）が充てられています。